

令和 6 年 8 月

月・日	曜日	会 議	事 項
9・2	月	本 会 議	・補正予算 ・一般議案 ・決算
3	火	本 会 議	・決算 ・一般質問通告書正午締切
4	水	休 会	
5	木	休 会	
6	金	市民福祉常任委員会	
7	土	休 会	
8	日	休 会	
9	月	経済建設常任委員会	
10	火	総務教育常任委員会	
11	水	市民福祉常任委員会	
12	木	経済建設常任委員会	
13	金	総務教育常任委員会	
14	土	休 会	
15	日	休 会	
16	㊦	休 会	
17	火	休 会	
18	水	基地政策特別委員会	
19	木	休 会	・写真撮影申込正午締切
20	金	本 会 議	・一般質問
21	土	休 会	
22	日	休 会	
23	㊦	休 会	
24	火	本 会 議	・一般質問
		議 会 運 営 委 員 会	
25	水	本 会 議	・一般質問
26	木	休 会	
27	金	本 会 議	・委員会付託議案の委員長報告～採決 ・一般質問掲載申出書締切日
		議 会 全 員 協 議 会	

○開議時間については、午前9時〔最終日は午前9時30分〕

本 会 議・・・議 場	議 会 運 営 委 員 会・・・第1委員会室
総務教育常任委員会・・・第1委員会室	市民福祉常任委員会・・・第1委員会室
経済建設常任委員会・・・第1委員会室	基地政策特別委員会・・・第1委員会室

綾瀬市議会 9 月定例会議事日程（第 1 号）

令和 6 年 9 月 2 日（月）午前 9 時開議

- | | | |
|---------|-----------|--|
| 日程第 1 | | 会期決定について |
| 日程第 2 | 第 5 8 号議案 | 専決処分の承認について（令和 6 年度綾瀬市一般会計補正予算（第 4 号）） |
| 日程第 3 | 第 5 6 号議案 | 指定管理者の指定について（光綾公園（北側園地）） |
| 日程第 4 | 第 5 9 号議案 | 令和 6 年度綾瀬市一般会計補正予算（第 5 号） |
| 日程第 5 | 第 6 0 号議案 | 令和 6 年度綾瀬市一般会計補正予算（第 6 号） |
| 日程第 6 | 第 6 1 号議案 | 令和 6 年度綾瀬市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 7 | 第 6 2 号議案 | 令和 6 年度綾瀬市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 8 | 第 5 0 号議案 | 綾瀬市障害児通所施設条例 |
| 日程第 9 | 第 5 1 号議案 | 綾瀬市国民健康保険条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 1 0 | 第 5 2 号議案 | 綾瀬市子育て支援センター条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 1 1 | 第 5 3 号議案 | 工事請負契約の締結について（令和 6 年度（仮称）蓼川コミュニティ供用施設建設工事（建築）） |
| 日程第 1 2 | 第 5 4 号議案 | 動産の取得について（救助工作車（Ⅱ型）） |
| 日程第 1 3 | 第 5 5 号議案 | 債権の放棄について |
| 日程第 1 4 | 第 5 7 号議案 | 町の区域の設定について |
| 日程第 1 5 | 第 4 5 号議案 | 令和 5 年度綾瀬市一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 1 6 | 第 4 6 号議案 | 令和 5 年度綾瀬市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 1 7 | 第 4 7 号議案 | 令和 5 年度綾瀬市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 1 8 | 第 4 8 号議案 | 令和 5 年度綾瀬市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 1 9 | 第 4 9 号議案 | 令和 5 年度綾瀬市公共下水道事業会計決算の認定について |
| 日程第 2 0 | 第 7 号報告 | 令和 5 年度綾瀬市一般会計継続費精算報告書について |
| 日程第 2 1 | 第 8 号報告 | 令和 5 年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率について |

請 願 文 書 表			
請 願 第 5 号		令和6年 8 月 19 日 受 付	
		令和6年 9 月 2 日 委員会付託	
件 名		綾瀬市役所周辺中心市街地土地活用事業の調査委員会設置等に係る請願	
代 表 者	住 所	綾瀬市小園9 5	
	氏 名	栗 原 茂 明 外6名	
紹 介 議 員	越 川 好 昭、岡 徳 行		

—— 請 願 の 原 文 ——

趣旨

綾瀬市長に対し、旧消防庁舎跡地を含む「綾瀬市役所周辺中心市街地土地活用事業（以下「本事業」という。）に係る第三者調査委員会（注1）を設置し、不法行為や地方自治法、地方公務員法違反の真相究明を図ること。」及び、「本事業の全面解決まで関係資料の保全」を要求されたい。その上で、綾瀬市長が「本事業」の全面的な見直しを実施するよう要請いたします。併せて、「本事業」のような行政運営や情報管理、行政事務執行が今後発生しないように、「行政体質の抜本的な改革」を実施するよう強く要望いたします。

理由

現在綾瀬市は、「綾瀬市総合計画2030」の戦略プロジェクトとして、「中心市街地魅力UPリニューアルプロジェクト」を位置づけ、綾瀬スマートインターチェンジのポテンシャルを活用し、市内経済の活性化につなげるため、市役所周辺市街地エリアの再編に向け令和3年12月に「公募型プロポーザル実施要領」（以下「実施要

領」という。)を定め、「中心市街地への魅力ある商業施設の誘致」及び「中心市街地の利便性向上」に取り組んでいます。

しかしながら、令和5年2月に発表されました旧消防庁舎跡地を含む綾瀬市役所周辺中心市街地土地活用事業（以下「本事業」という。）について、綾瀬市情報公開条例に基づき関係資料の請求を行ったところ、令和6年3月29日及び4月15日に綾瀬市長から「行政情報一部公開決定通知書」（以下「公開決定通知書」という。）が通知されました。

「公開決定通知書」の内容を検討しましたが、市民が得られる情報では以下の疑問や実行された事務処理、「本事業」の全容を理解し、解明することはできませんでした。

（所管課と優先交渉権者との間において行われた適正を欠く事務処理、疑問、法的疑義）

- 1 タウンヒルズの運営会社が、定期借地権契約の10年間継続を希望したにもかかわらず、綾瀬市長がその申し出を約6か月後に断り、市議会に対しては、「タウンヒルズは契約継続の意思なし。」と真実とは異なる説明をした理由。
- 2 本事業に対し、多くの企業が優先交渉権獲得に向けた提案に至らなかった背景。
- 3 提案事業者のうち1社と、不自然で違法な事前協議、交渉を行った背景や理由。
- 4 提案事業者に対し、「本事業の公共施設の整備は、行政が実施すべく検討する。」と「実施要領」とは異なる条件を1社に与えた理由。
- 5 提案事業者によるプレゼンテーション当日に、優先交渉権者よりも高い賃料を準備していた企業が突然辞退した背景と理由。
- 6 優先交渉権者決定当日、選考の責任者である副市長が欠席した経過と、その後の時間的な余裕が十分にあるにもかかわらず、副市長が出席できる運営をしなかった理由。
- 7 「実施要領」の内容を満たしていない提案を優先交渉権者に決定した背景と理由。
- 8 提案事業者と綾瀬市の間における重要な交渉経過の記録が「1年保存」とされ、所管課において順次廃棄されている事実。

（注1）行政から独立した組織で、構成員は、行政法関係に詳しい大学教授と弁護士、商業系コンサルタント、農商工業関係団体の市民代表、消費者行政に詳しい

市民代表、まちづくり専門家等による、全ての調査対象に対する強制力を保持する組織を想定しています。

陳 情 文 書 表			
陳 情 第 2 1 号		令和6年 8 月 1 日 受 付	
		令和6年 9 月 2 日 審査依頼	
件 名		現行の健康保険証とマイナ保険証の両立を求める意見書提出の陳情	
代 表 者	住 所	藤沢市石川2-25-17	
	氏 名	神奈川土建一般労働組合 湘南支部 執行委員長 光 島 二 郎 外1名	

—— 陳 情 の 原 文 ——

1 陳情の趣旨

国に対し、本年12月2日実施予定の健康保険証廃止を中止し、現行の健康保険証とマイナ保険証の両立を求める意見書を提出すること。

2 陳情の理由

改正マイナンバー法が令和5年6月2日に成立し、令和6年12月2日には健康保険証を廃止して、マイナンバーカードに保険証機能を持たせる「マイナ保険証」に一本化されることとなりました。

現行の健康保険被保険者証の廃止は、マイナンバー法上任意とされているマイナンバーカードの取得の事実上の義務化であり、法律上も大きな問題があります。さらにオンライン資格確認等のシステム上でのエラーやトラブルがいまだ多く発生しており、保険資格確認の手段として確実なものとはいえず、マイナ保険証の使用率は令和6年5月時点で7.73%にすぎません。

また、マイナンバーカードの利活用に対応しきれない医療機関も一定数あり、閉院という選択肢を取らざるを得ない、という現状も生まれています。

我が国の医療保険制度は、いつでもどこでも誰でも、必要な時に日本国内でひとしく医療を受けられる「国民皆保険」制度を採っていますが、上記のような状況になれ

ば同制度は、機能不全に陥りかねません。また、地域の医療を支える担い手が不足した場合、地域住民の健康に対する安全性を大きく損なう事態になることが懸念されます。

我が国が世界に誇る医療保険制度を将来にわたって維持存続させるために、本年12月2日実施予定の健康保険証廃止を中止し、マイナ保険証と現行の保険証を両立させることを求めます。

以上の点から、国に対して意見書を提出することを陳情します。

陳 情 文 書 表			
陳 情 第 2 2 号		令和6年 8 月 7 日 受 付	
		令和6年 9 月 2 日 審査依頼	
件 名		現行の健康保険証とマイナ保険証の両立を求める意見書を国に提出することを求める陳情	
代 表 者	住 所	横浜市神奈川区鶴屋町2-23-2 TSプラザビルディング2階	
	氏 名	神奈川県保険医協会 理事長 田 辺 由紀夫	

—— 陳 情 の 原 文 ——

陳情の趣旨

国に対し、本年12月2日実施予定の健康保険証廃止を中止し、現行の健康保険証とマイナ保険証の両立を求める意見書を提出すること。

陳情の理由

改正マイナンバー法が令和5年6月2日に成立し、令和6年12月2日には健康保険証を廃止して、マイナンバーカードに保険証機能を持たせる「マイナ保険証」に一本化されることとなりました。

我が国は強制保険による「国民皆保険」制度を採っています。一部例外はあるものの、全てのものが保険料を納め、被保険者としての資格を保有しています。健康保険法施行規則等でも「保険者は被保険者証を被保険者に交付しなければならない」と定められており、医療を受ける際の資格確認方法を保険者が確保することは当然です。それにもかかわらず資格確認方法を番号法上「任意」であるはずのマイナンバーカードで代替し、医療機関受診を可能とする資格確認書の職権交付は「当分の間」として申請を前提にするなど、現行の健康保険被保険者証の廃止に向けた動きは法的にも現場実態としても大問題です。

またオンライン資格確認等のシステム上でのエラーやトラブルはいまだ多く発生しており、保険資格確認の手段として確実なものとはいえない状況です。さらにオンライン資格確認に物理的、費用的、人材的に対応できない医療機関も一定数あり、閉院という選択肢を取らざるを得ないという現状も生まれています。地域の医療を支える担い手が不足した場合、地域住民の健康に対する安全性を大きく損なう事態になることが懸念されます。

自身の医療情報を自分で管理し、活用したいという方がマイナ保険証を使うことに対して反対ではありません。我が国が世界に誇る医療保険制度を将来にわたって維持存続させるために、本年12月2日実施予定の健康保険証廃止を中止し、マイナ保険証と現行の保険証を両立させることを求めます。

以上の点から、国に対して意見書を提出することを陳情します。

陳 情 文 書 表			
陳 情 第 2 3 号		令和6年 8 月 8 日 受 付	
		令和6年 9 月 2 日 審査依頼	
件 名		令和7年度における「障害者の医療費助成制度」についての陳情	
代 表 者	住 所	横浜市神奈川区台町7-2 ハイッ横浜403号	
	氏 名	特定非営利活動法人 神奈川県腎友会 会長 府 録 讓 治	

—— 陳 情 の 原 文 ——

趣旨

令和7年度予算策定に際し、「障害者の医療費助成制度」について、全ての重度障害者が安心して医療を受けられるよう陳情申し上げます。

理由

神奈川県は、市町村から重度障害者医療費助成制度の抜本的見直しの要望を受けて、一部負担金の導入、所得制限の導入、及び対象者の見直しが行われました。結果として制度の実施主体である市町村の財政や実情によって、制度を利用できない重度障害者がおります。

特に透析患者の場合、CKD（慢性腎臓病）や糖尿病などと闘いながら生活し、高齢になってから透析導入に至る者が多くいます。透析導入平均年齢も71.42歳（2022年12月末・日本透析医学会調査）と高齢化しており、透析医療への週3回の通院送迎費用に加え、透析以外の受診や介護の問題などにより、日常生活に大きな負担・圧迫が増えるばかりです。

生活費を少ない年金に頼る透析患者が多い中で、将来の経済的負担やこれ以上の医療の削減・縮小を考えると、「金の切れ目が命の切れ目」の時代へ逆戻りしないかと危惧されます。

綾瀬市におかれましては、私たち障害児者・透析患者が負担なく医療が受けられるよう、令和7年度の予算策定をお願い申し上げます。

陳 情 文 書 表			
陳 情 第 2 4 号		令和6年 8 月 8 日 受 付	
		令和6年 9 月 2 日 審査依頼	
件 名		令和7年度における「透析患者の通院への助成」についての陳情	
代 表 者	住 所	横浜市神奈川区台町7-2 ハイッ横浜403号	
	氏 名	特定非営利活動法人 神奈川県腎友会 会長 府 録 讓 治	

—— 陳 情 の 原 文 ——

趣旨

令和7年度予算策定に際し、透析患者の通院に係る費用に助成が受けられますよう、陳情申し上げます。

理由

透析患者は透析のため週3回、年間では150回以上もの通院が生きるために必須ですが、高齢化や合併症により自己移動が困難な透析患者が増えております。家族の送迎も大きな負担となっており、また、無償での送迎を実施している病院・透析施設もありますが、自己移動困難者で特に車椅子利用となると、病院・透析施設では福祉車両が少なく、職員による送迎対応も困難となってきています。

透析患者の平均年齢は69.87歳、透析導入平均年齢は71.42歳（共に2022年12月末・日本透析医学会調査）と高齢化をしております。高齢化に加え長期透析医療による合併症により、日常生活や自力での週3回の透析通院すら、困難な患者もいます。

綾瀬市におかれましては、週3回の透析通院に必要なタクシー代やガソリン代を助成していただきますよう、令和7年度予算策定をお願い申し上げます。

陳 情 文 書 表		
陳 情 第 2 5 号		令和6年 8 月 9 日 受 付 令和6年 9 月 2 日 審査依頼
件 名		国による義務教育財源の保障、教育の機会均等と水準の維持・向上並びに行き届いた教育の実現を求める陳情
代 表 者	住 所	相模原市中央区富士見 6 - 6 - 1 3
	氏 名	湘北教職員組合 執行委員長 天 岸 和 也

—— 陳 情 の 原 文 ——

1 陳情の趣旨

- (1) 教育の機会均等、水準の維持・向上、無償制の維持に不可欠な義務教育費国庫負担制度を存続・拡充させること。また、学校事務職員・学校栄養職員をその対象から外さないこと。さらに、義務教育教科書無償給与制度を継続すること。
- (2) 行き届いた教育を実現するために、小学校の35人以下学級を計画的に進め、中学校での35人以下学級を早急に制定すること。また、30人以下学級の実現に向けて検討すること。
- (3) 学校の働き方改革・長時間労働の是正を実現し、教職員が子供と向き合う時間を確保するために、加配の配置増など教職員定数改善を推進すること。また、スクール・サポート・スタッフ、介助員等の専門スタッフ職の拡充、教育環境を整備するための予算を確保・拡充すること。
- (4) 子供たちの心に寄り添うための、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの拡充を行うこと。

2 陳情の理由

国は、全ての国民が持つ教育を受ける権利を保障する立場にあります。子供たちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられる環境を整えるには、小泉政権の下で3分の1に引き下げられた義務教育費国庫負担制度を2分の1へ復元するとともに、義務教育教科書無償給与制度を堅持する必要があります。

学校現場における課題は複雑化・困難化する中、子供たちの豊かな学びと育ちを実現するために、教材研究や授業準備時間の十分な確保に向け、教職員定数拡充や専門スタッフの拡充などの施策が最重要課題です。あわせて、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」が改正され、小学校の学級編制標準が2025年度までに段階的に35人に引き下げられます。少人数学級の必要性は、中学校においても変わらないことから、小学校にとどまることなく実現を求めていくことが必要です。さらに、きめ細やかな指導を行うためにも、今後は30人以下学級の実現を望みます。

小学校高学年教科担任制の加配は、授業準備の時間確保ができるなど豊かな学びにもつながるため、学校現場から効果があるとの声が聞かれています。しかし、これまで加配措置されていた、少人数・TT加配からの付け替えが行われています。少人数・TT加配についても、きめ細かい教育活動のため有効に活用していたことから、豊かな学びの実現のためには、既に配当されている加配は維持した上で、加配を拡充していく必要があります。また、スクール・サポート・スタッフの配置によって、教職員の業務は軽減されており、今後より活躍してもらうためには常勤化が必要です。

全国の不登校数は、2022年度過去最多となりました。子供や保護者などに対する相談や心のケアなどを担うスクールカウンセラーは、学校現場に欠かせない職です。神奈川県においては、小中学校606校に対して、264人の配置がなされています。しかしながら、小学校への配置が不足しており、不足分は、複数校にまたがる配置を市町村費でせざるを得ない状況です。本来、国の予算において全ての学校に配置される必要があります。さらには、スクールカウンセラーとしての役割を十分に果たすためにも常勤化できるだけの財源の確保が必要です。

子供たちの豊かな学びを保障するための条件整備は不可欠です。こうした観点から、2025年度政府予算編成において上記事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定に基づき国の関係機関への意見書提出を陳情いたします。

陳 情 文 書 表			
陳 情 第 2 6 号		令和6年 8 月 1 3 日 受 付	
		令和6年 9 月 2 日 審査依頼	
件 名		城山公園に「渋谷氏発祥の地碑」建立に関する陳情	
代 表 者	住 所	綾瀬市寺尾中4－16－6	
	氏 名	加 藤 美 勝	

—— 陳 情 の 原 文 ——

趣旨

平安時代末期の応保年間（1161～63）、河崎重家の子・重国は、相模国高座郡渋谷荘の荘司・渋谷重国を名乗りました。すなわち、渋谷荘司重国を名乗ってからは、今年で863年になります。現在、城山公園には、物見塚の上には、昭和7年（1932）に祖先発祥地東郷会が募金により建立した「東郷氏祖先発跡地碑」があります。この碑は、日露戦争で有名な旧海軍元帥である東郷平八郎を記念して建てられたものです。

渋谷荘司重国の孫・実重の兄弟以下5名が、1247年宝治合戦後に恩賞地薩摩国の所領地に移住し地頭職を得ました。実重は東郷氏を名乗り、その末裔がその東郷平八郎とされます。つまり、相模国高座郡の渋谷氏は宗家で相模渋谷氏です。薩摩国渋谷氏は庶家（分家等）に当たります。ここで、宗家・相模渋谷氏であるがため、城山公園入口付近に「渋谷氏発祥の地碑」建立を要望する次第です。

また、碑の付近に屋根付き看板（略系図・発祥の経緯等説明文記載）の設置も同様です。「碑」の高さは、現在の「東郷氏碑」くらいで（人間の背丈の1.5倍程度）、耐震型台座石碑を希望します。

建設資金は税金を投入するのではなく、自治体でも行えるインターネットで小口資金を募るクラウドファンディングを使うのが良いと思います。一部・渋谷氏に関心の

ある企業や個人からの小口募金も同時に行うのも良いと思います。ちなみに、推定ですが建設資金は、約1,000万円～1,500万円（石材の産地や材質にもよります）程度と考えられます。

理由

- 1 これまで、渋谷氏に関する情報発信は、市民にあまり伝わっておらず、これを市民に愛され、歴史の街に誇りをもち、歴史を知る、教養を高める、社会教育としても必要不可欠です。また、綾瀬市民としてアイデンティティ（この場合、存在証明の意）の確立にもつながるものと考えられます。
- 2 近隣自治体との連帯感が醸成（機運・情勢を作り出す）されます。渋谷荘とは、現在の綾瀬市域・藤沢市北部・大和市南部・海老名市東部・座間市南部・横浜市西部の一带です（各自治体の史料より）。
- 3 農産物の生産地を「渋谷荘」内の野菜としても、応援供給していただけるメリットがあります。
- 4 現在の東京都渋谷区一带も渋谷氏の祖先・河崎基家（重家の父）の所領で、重家に受け継がれ、さらに相模渋谷氏支配の領地でした。したがって、東京・渋谷方面からの観光客到来に期待できるものと考えられます。もちろん、全国各地からも同様です。ただ、発信力が大事です。
- 5 神奈川県内の「歴史の街」と称す自治体は、鎌倉市・小田原市・横須賀市・伊勢原市・南足柄市・箱根町・湯河原町など、結構あります。本市もそれに続く、「歴史の街」として、住んで良かった、住みたい町に整備する必要があります。